

第70回兵庫県国土利用計画審議会

令和6年12月23日（月）

県庁3号館

## 第70回兵庫県国土利用計画審議会

令和6年12月23日（月）  
県庁3号館6階第1委員会室  
開会 午後02時00分

### ○事務局

本日はどうぞよろしくお願いたします。着席して説明させていただきます。

それではまず1つ目の諮問になります。諮問第102号「兵庫県土地利用基本計画の一部変更について」をご説明させていただきます。

まず、個別案件の前に、全体の概要についてご説明させていただきます。

まず参考資料2をご覧ください。こちらは今回取り扱う案件の位置図になっております。また、合わせて参考資料3をご覧くださいませでしょうか。参考資料2の諮問1から3、諮1から3と振ってある案件につきましては、参考資料3の左側、原則のフローをもとに審議会で取り扱っております。また、参考資料2の報告、報1から6及び情報の情1の森林地域の縮小につきましては、参考資料3の右側のフローで審議会案件として手続を行っております。森林地域の縮小手続の詳細につきましては、案件のご説明の中で補足させていただきます。

次に参考資料4ですが、国土法の五地域の区分と個別規制法の概要を記載しております。続けて、参考資料5をご覧ください。これは変更内容の総括表になります。今回、農業地域と森林地域の変更がございます。差引きで農業地域が68.3ヘクタールの減少、森林地域が125.7ヘクタールの減少となっております。

それでは諮問案件について、順次説明に入らせていただきます。資料1-1をお願いします。

最初、1つ目の諮問案件であるため、はじめに図面等の説明をさせていただきます。左下の図が位置図、右上が航空写真となっております。ピンクで囲まれている部分が今回の変更箇所となっております。縮尺は任意で、案件ごとに見やすい大きさに設定させていただいております。また、右下の図が今回変更予定の土地利用基本計画図の該当箇所となっております。

変更の流れは先ほどご覧いただいた参考資料3の左側のフローの通りとなっております。土地利用基本計画は、5つの地域に区分されていまして、地域の考え方につきましては、参考資料4に記載の通りとなっております。

都市地域一体の都市として、総合的に開発し、整備し、及び保全する必要のある地域となっております。土地利用基本計画図はピンク色で表示されております。

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域となっております。土地利用基本計画図は黄土色で表示されています。

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興、または森林の有する諸機能の維持、増進を図る必要がある地域となっており、基本計画図では緑色で表示されております。

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域となっており、基本計画図では青色で表示されております。

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域となっておりまして、基本計画図では紫色で表示されております。

それぞれ各案件の土地利用基本計画の右側に、個別規制法ごとの細区分をそれぞれ五地域区分の下に参考表示させていただいております。

また、変更案件が地域縮小案件の場合は縮小部分を黄色、また、地域拡大案件の場合は拡大部分をピンク色で表示しております。

それでは諮問案件の1つ目、三木農業地域の拡大についてご説明させていただきます。資料1-1をご覧ください。

こちらの案件は、場所が三木市吉川町吉安及び米田となっております。吉安地区は中国自動車道吉川インターチェンジの南東に、米田地区はその南方、国道428号の東西に位置しております。現在吉安地区は都市地域に、米田地区は都市地域と森林地域に入っております。そこに今回農業地域を加えまして、農業地域が6.4ヘクタールの拡大となります。

変更の理由としましては、両地区ともに、土地改良事業の区域とし、周辺の農業地域と一体として、総合的な農業の振興を図るため、農業振興地域に編入の予定となっております。土地の利用に関する事項としましては、農振農用地区域を設定し、圃場整備事業の実施により、農業地形成を図るものです。

その他事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域に令和7年3月に編入の予定となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、土地改良事業による整備の予定です。地域住民等への協議状況ですが、三木市が吉安下地区住民、米田地区住民への説明会を令和6年の1月に実施しており、この際、住民からの要望は特にございませんでした。

以上、諮問案件1の説明を終わらせていただきます。

○会長

はい。ありがとうございます。ただいま事務局から、ご説明いただきました諮問案件1につきまして、ご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。Webの方ももしありましたら、お声がけお願いいたします。

○1番委員

すみません。質問してよろしいでしょうか。

○会長

はい。お願いします。

○1番委員

先ほど説明でこの吉安地区は、今は、都市計画区域等、森林法の何区域がかかっているのですか。

○事務局

すみません。吉安地区はですね、都市地域のみが今かかっておる状態です。

○1番委員

吉安地区は、今は都市地域だけが指定されているのでしょうか。

○事務局

はい、そうなります。米田地区が都市地域と森林地域に入っている状態です。

○1番委員

すみません。吉安地区は、変更後は都市地域と農業地域がかかるということでしょうか。

○事務局

はい。その2つがかかることになります。

○1番委員

わかりました。米田地区は3つがかかるということでしょうか。

○事務局

3つの地域がかかることになります。

○会長

はい。よろしいでしょうか。他にご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

区域が被って表示されているというところが少々わかりにくいかと思うのですが、特にご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。特に疑義等ないということでありましたら、今回の諮問案件1につきまして、お諮りしたいと思います。諮問案件1に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会長

全員ということです。はい。ありがとうございます。全員賛成ということですので、異議なしで答申させていただきたいと思います。

それでは続きまして諮問案件2を事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

はい。続きまして案件の2番目、丹波農業地域の縮小についてご説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。

こちらの案件は地区数が大きいので、ちょっと、資料の図面を分けさせていただいております。1枚目の右側が位置図、2枚目の左側が航空写真、2枚目の右側が今回変更予定の基本計画図の箇所となっております。

こちらの案件は場所が丹波市氷上町井中、三原、柿柴、油利の4地区となっております。北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジの西に位置しており、現在、すべての地区が都市地域、森林地域及び農業地域に入っております。その農業地域を43.4ヘクタール縮小することになります。

変更の理由としましては、現況は山林となっており、農業振興を図ることができなくなったため、農業振興地域を除外するものです。土地の利用に関する事項としましては、今後森林としての土地利用を図ります。

その他事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域を令和7年3月に除外予定となっております。地域住民等への協議状況ですが、今回新たに権利を制限するようなものではないため、自治会や住民への説明会は行われておりません。

以上、諮問案件2の説明を終わらせていただきます。

○会長

はい。ご説明ありがとうございます。諮問案件2につきまして、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

○2番委員

もともと、農業がこの地域で営まれていなかったのか、いわゆる農業振興地域で、その地域が耕作していたけれども、こういうふうには耕作放棄地になってしまって、それが森林として、すべともう移行するという事なのか、現状はどういう感じだったのでしょうか。

○会長

はい、お願いします。

○事務局

失礼します。この地域はほとんどもともと山林だったところを農振地域として確保したので、農地がほとんどなかったということを聞いています。はい。もともと農業をしていなかったということになります。

○会長

他いかがでしょうか。お願いします。

○2番委員

素朴な疑問なのですが、農振地域をかけるにあたって、森林でも農振地域をかけることはあるのですか。

○事務局

あります。はい。そういう場合もありますので、今回も多分当初、農振制度ができたときに、その地形とか経済的なことを勘案して、その地域を指定したと思うのですけれども、少し広めに確保しておけという、昔はよくわかりませんが、そういうことがあったのじゃないかなという事は推察されます。

○会長

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

最初に設定されたというのはおおよそでよろしいのですが、何年になるのでしょうか。

○事務局

制度が昭和44年にできていますので多分その頃、その後だと思います。

○会長

はい。ありがとうございます。今後、おそらく、このような案件、あるいは農業をされていても放棄して久しいみたいな案件が出てくると思っていた方がよろしいのでしょうか。

○事務局

はい。出てくると思っていると思います。お願いします。

○会長

はい。今回は丹波市の方がおそらく整理されて、こういったことがまとめて出てきたのかなと推察いたします。

はい。ありがとうございます。ご意見等ございませんか。よろしいですか。そうしましたら、今後、この諮問案件2についてもお諮りいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会長

はい、全員ということでありがとうございます。全員賛成ということですので異議なしで答申させていただきます。続きまして諮問案件3、事務局お願いいたします。

○事務局

はい。続きまして諮問案件の3つ目、丹波農業地域の縮小についてご説明させていただきます。資料1-3をご覧ください。

こちらの案件は、場所が丹波市市島町多利、下竹田になっております。多利地区は妙高山の山中に、下竹田地区はJR福知山線丹波竹田駅の東、約2キロに位置しております。現在、多利地区は都市地域、森林地域、農業地域及び自然公園地域に、下竹田地区は都市地域、森林地域及び農業地域に入っております。その農業地域を31.3ヘクタール縮小するものです。

変更の理由としましては、多利地区は現況が山林及び原野、下竹田地区は現況が山林及び太陽光発電施設となっており、農業振興を図ることができなくなったため、農業振興地域を変更するものです。土地の利用に関する事項としては、多利地区は今後森林として、下竹田地区は太陽光発電施設としての土地利用を図ります。

その他事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域を令和7年3月に除外予定となっております。地域住民等への協議状況ですが、こちらも新たに権利を制限するものでないため、自治会や住民への説明会は行われておりません。

以上、諮問案件3の説明を終わらせていただきます。

○会長

はい。ありがとうございます。ただいまの諮問案件3につきまして、委員の皆様、ご質問、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。おそらくこの多利地区は先ほどの案件と同じ理由ということで、下竹田地区の方は太陽光発電の設置ということかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。はい。質問がないようでしたら、こちらにつきましても、諮問案件となってお

りますので、皆様にお諮りしたいと思います。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

#### ○会長

はい。全員賛成ということで、異議なしで答申させていただきたいと思います。ありがとうございました。続きまして報告案件の方に移らせていただきます。報告案件が6件あるということですが、まとめて事務局の方からご説明お願いできますでしょうか。

#### ○事務局

はい。それでは続きまして、報告案件についてご説明させていただきます。

まずは参考資料6「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱いについて」をご覧ください。

この五地域の区分変更に当たりましては、諮問の手続を行うことが原則となっておりますが、森林地域の縮小案件についてのみ、この「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱いについて」にございます通り、平成23年2月16日開催の第54回国土利用計画審議会において、取扱いを決めていただいております。内容といたしましては、森林地域の縮小案件のうち、五地域のいずれにも該当しない白地地域が発生する場合には、当審議会の意見を伺うということで、一旦、林地開発許可取得時に、この国土利用計画審議会にて情報提供して、その上で、完了確認後に諮問させていただく形にしております。また、白地地域を生じさせるもの以外で、縮小後に、他の四区分のいずれかが残るような場合には、国土利用計画審議会として適当と認められたものとして取扱い、林地開発許可の完了確認後に報告案件とさせていただくという運用でさせていただきます。

今回は、この報告案件に該当するものが6件、情報提供案件に該当するものが1件となっております。それでは報告6件についてご報告させていただきます。

資料2-1をご覧ください。こちら神戸森林地域の縮小になります。場所が、神戸市北区山田町坂本で、つくはら湖の東に位置する森林です。

こちらは現在、都市地域及び森林地域に属しておりますが、太陽光発電設備の設置により、森林法に規定する民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものです。変更面積は24.8ヘクタールとなっております。

森林法の許可日が令和2年2月27日、完了確認日が令和6年1月19日となっております。神戸市の太陽光条例に基づく許可が令和2年2月27日、完了が令和5年9月27日となっております。

安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備をし、工事完了も確認済みでございます。また太陽光条例の施設基準にも適合しております。



地元や地域住民との協議状況ですが、協議先が3つの自治会になっておりまして、坂本自治会には平成31年3月3日、中自治会には平成31年3月30日、東下自治会には平成31年4月6日に説明を実施しております。その際住民からは、台風等に起因する災害発生時の対応、土砂の流出防止策、調整池の規模、工事中の土壌及び農業用水への汚染の影響について要望が出されております。これに対する対応といたしましては、林地開発技術基準及び兵庫県総合治水条例に基づく重要調整地技術基準に基づく防災施設等の設置、また、コンクリートダムの設置等の説明を行っております。

続きまして、資料2-2をご覧ください。こちらも神戸森林地域の縮小になります。場所が神戸市垂水区名谷町で、神戸淡路鳴門自動車道の垂水インターチェンジ、垂水ジャンクションの周辺になります。図面上2-1が垂水インターチェンジ及び垂水ジャンクション、2-2が神戸淡路鳴門道、2-3が垂水健康公園、2-4が阪神高速、2-5が名谷インターチェンジになります。

こちらは現在、都市地域及び森林地域に属しておりますが、森林法に規定する民有林の指定が外されるため、森林地域の縮小を行うものです。変更面積は全部の箇所を合わせて46.5ヘクタールとなっております。

森林法の協議回答日はそれぞれの地区で異なっておりまして、そちらの資料の(1)⑤の通りとなっております。これらは、過去からそれぞれの用途に供されておりましたが、地域森林計画対象森林に指定されたままの状態となっておりますため、今年度対応を行うものでございます。

安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備されており、工事完了も確認済みでございます。

続きまして資料2-3をご覧ください。宝塚森林地域の縮小でございます。場所が宝塚市切畑で、新名神高速道路宝塚北サービスエリアから北東に約2.5キロに位置する森林でございます。

こちらは現在、都市地域及び森林地域に属しておりますが、太陽光発電設備の設置により、森林法に規定する民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものです。変更面積は3.2ヘクタールとなっております。

森林法の許可日は令和4年2月16日、完了確認日が令和5年9月27日となっております。県の太陽光条例に基づきます届出日が令和3年12月13日、完了報告日が令和6年7月4日となっております。

安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備されており、工事完了も確認済みでございます。また、太陽光条例の施設基準にも適合しております。

地元、地域住民との協議状況ですが、切畑自治会に令和3年9月23日に説明を実施しております。その際、住民から要望としまして、雨水排水経路・能力等について、法面の緑化、土砂流出対策等が出されております。これらに対する対応としましては、設計内容や既存配管の調査等の実施を説明。また、苗木の植栽、種子吹きつけの実施、沈砂池の設置を行っております。

続きまして資料2-4をご覧ください。こちらも宝塚市についての縮小となります。場所が宝塚

市山手台西で、阪急宝塚線山本駅の北側に位置する森林でございます。

こちらは現在、都市地域及び森林地域に属しておりますが、住宅団地の造成により、森林法に規定する民有林の指定が外れたため、森林地域が縮小されるものです。変更面積が3.7ヘクタールとなっております。

森林法の許可日が昭和61年3月11日、完了確認日は令和6年3月18日となっております。

安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備されており、工事完了も確認済みでございます。

地元、地域住民との協議状況ですが、県要綱の「林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱」というものが平成8年に施行されておるのですが、この許可に関しましてはその要綱の施行以前であるため、関係する周辺自治会から同意書を取得する形で済ませております。

続きまして、資料2-5をご覧ください。三田森林地域の縮小になります。場所は三田市上本庄で、JR福知山線草野駅から北東約2.8キロに位置する森林になります。

こちらは、現在都市地域及び森林地域に属しておりますが、太陽光発電設備の設置により、森林法に規定する民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものです。変更面積は41.4ヘクタールとなっております。

森林法の許可日が令和2年10月30日、完了確認日は令和5年7月21日となっております。また、三田市の太陽光条例に基づく許可が令和2年10月30日、完了検査合格日が令和5年8月2日となっております。

安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法許可基準により整備されており、工事完了も確認済みでございます。また、太陽光条例の施設基準にも適合しています。

地元、地域住民との協議状況ですが、協議先は2つの自治会になっておりまして、上本庄幡尻自治会には令和2年6月3日、大音所自治会には令和2年5月12日に説明を実施しており、その際、住民の方からの要望は特にございませんでした。

続きまして、資料2-6をご覧ください。姫路森林地域の縮小でございます。場所が姫路市打越で、山陽自動車道の山陽姫路西インターチェンジから北へ約3キロに位置する森林となります。

こちらは現在都市地域及び森林地域に属しておりますが、太陽光発電設備の設置により、森林法に規定する民有林の指定が外れたため、森林地域の縮小を行うものでございます。変更面積が6.1ヘクタールとなっております。

森林法の許可日は昭和63年3月15日、完了確認日は令和6年3月25日となっております。県の太陽光条例に基づく届出日が令和2年4月2日、完了報告日が令和3年11月16日及び22日となっております。

安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備をしており、工事の完了も確認済みです。太陽光条例の施設基準にも適合しております。

地元、地域住民との協議状況でございますが、打越自治会住民に各戸訪問し、令和2年1月20日まで説明を済ませております。その際の住民の方からの要望としましては、土砂の流出対策、反射光対策が出されております。こちらに対する対応といたしましては、各種基準に基づき計算を行った旨の説明、また民家から距離があり、高い位置にあるため反射光の影響がない旨の説明を行っております。

以上が報告案件6件の説明となります。

○会長

はい。ご説明ありがとうございます。ただいまの報告案件6件につきまして、ご質問、ご意見いただきたいと思っております。今回いずれも、都市地域と森林地域の両方が指定されていたものに対して、森林地域が外れるという内容となっております。

ご質問いかがでしょうか。どうぞ。

○3番委員

説明ありがとうございます。

教えていただきたいのですけれども、地元の方への、住民への説明に行かれたというのはどなたが行かれるのでしょうか。

○事務局

基本的には、事業を実施する担当部署の者が行くことになります。

○3番委員

事業者が行くのですか。

○事務局

はい。

○3番委員

県は誰も行かないのですか。

○事務局

事業者が直接行って、説明を行います。

○3番委員

その時にどんなやりとりがあったかというのは、報告を受けるレベルということですね。

○事務局

協議結果を提出していただいて、その内容に問題があれば、当然また県としても指導なりを行うことがあろうかと思えます。

○3番委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○会長

はい。他いかがでしょうか。どうぞ。

○4番委員

失礼します。今回、6件中4件、太陽光発電の関連があると思うのですが、太陽光発電の設備の設置による環境影響調査だとか、住民の方の、おそらく不安の声もあったかと思うのですが、その辺の状況を教えていただきたい。それがまず1点。2点目は今後、こういうメガソーラーというか太陽光発電の設備の設置というのはどんどん増えてきそうな状況なのかどうかというの、その2点よろしくお願いします。

○事務局

よろしくお願ひいたします。

治山課の方では、森林法、林地開発許可の方を取扱っております。先ほど委員ご指摘の環境影響評価につきましては、太陽光条例の方で対応をされているものと認識しております。

森林法の林地開発許可につきましては、土砂が流出しないであるとか、あるいは水害を起こさないかどうか、あるいは周辺への環境の影響があるかどうか、そういったところについて、審査した上で許可するという仕組みになってございます。あと、住民等への説明につきましては、林地開発許可につきましては、先ほど事務局の方から説明ありましたが、合意形成要綱という要綱を定めておまして、これは法的なものではないので、あくまでも任意での協力を事業者に対して求めるというものなのですけれども、こちらの方で、丁寧に地元住民に対して説明を行って、その旨を報告してくださいという形の制度となっております。

あと最後、太陽光に関する開発がこれから増えていくものであるのかどうかというご質問ですけれども、林地開発許可だけに関しまして申し上げますと、平成24年に太陽光発電の固定価格買取制度が始まって以降、かなり件数が増えた時期がございました。年間10件以上は許可していたような時代もありましたが、今、固定買取価格が非常に下がってきておりますし、入札で安いと

ころにしかできないということになってきまして、太陽光発電に関する開発圧力というのはかなり下がってきているように感じております。令和5年度におきましては、太陽光発電に係る林地開発許可件数といいますのはたった1件だけというところまで減少してきております。この傾向が多分続くのではないかなと考えております。

○会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。どうぞ。

○5番委員

「高い場所にあるため影響がない」ということが書かれていますが、そういう場所にあるからこそ、いろいろな不具合が生じてくると思うのです。目が届かない。実際に地すべりとかいろいろなことが起きてきております。それはやっぱり、どういうふうな点検と言ったらおかしいですけども、地元からの声を聞かれて対応なさるのか。それとも契約の中に入っているのか。教えていただきたいです。

○会長

事務局、特に最後の案件について、影響がないというところでその後なんか確認作業や見直し作業等というのは行われるのでしょうか。

○事務局

すいません、治山課の梶並です。今ご質問ありましたのは報告6番の姫路市打越の件だと思います。委員おっしゃられました高いところであって大丈夫かということなのですが、こちらの方につきましては、きちっと安定計算をさせた上で、雨が降ったりしても崩れないということ業業者の方に申請書の中で謳わせまして、その上で許可しているところです。

あと、反射光につきましても、林地開発基準上は反射光がどうこうという許可基準はございませんけれども、事業者の方に説明を求めたところ、当然高い位置にあれば反射した光は上の方に飛んでいくということで、人家に対して反射光が入ってくることはないだろうというところの結果を聞いてございます。

あと完成後もずっと行政がフォローをしていくという仕組みにはなってございませんけれども、今の時点でこういった土砂が出たとかの苦情については、特に聞いているものではありません。

○会長

そうしましたら、現行法では、その後を行政が確認するという仕組みはないということで。

○事務局

おっしゃる通りです。

○会長

はい。わかりました。はい。現状ではそういうことだということで。その他、いかがでしょうか。

○6番委員

安全性と防災性に関する事項のところ、森林法の許可があった上で、さらに太陽光条例の施設基準にも適合しているということも確認されている。用途が違うと思うのですが、森林法の場合は、森林が植わっている状態で整備をすることを前提に、太陽光条例の方は、太陽光発電のため森林がなくなった後の状態だと思うのですが、この厳しさというのはどちらの方が上回るのでしょうか。

○事務局

厳しさという意味で、一概に申し上げにくいと思うのですが、それぞれ法なり条例が持っている観点が異なっておりまして、林地開発許可につきましては森林法に基づくもので、もともと、森林が持っていた機能がちゃんと保たれているかというところを、先ほど申し上げましたみたいに土砂災害を起こさないかであるとか、下流に水害を起こさないかであるとか、そういった観点を主眼に置いて審査をするものです。

それに加えて、それとまた別に、太陽光条例につきましては所管が本課と違うのですが、太陽光が安全に発電できるかどうかであるとか、先ほどの反射光の話であるとか、そういったところを基準に考えているということで、視点が少し違うようなことで理解しております。

○会長

はい。その他、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○1番委員

報告案件4番の宝塚の森林地域なのですが、森林法の完了の確認はなされているのですが、開発許可とか宅造の許可とかってというのは取っていないのでしょうか。

○事務局

失礼します。開発許可は昭和61年の3月11日で林地開発許可がおりております。また令和6年

3月18日に現状の今のところまでは完了確認が済んでいる状態になっています。

○1番委員

都市計画法の開発許可とか、宅地造成等規制法の開発許可とかはどうでしょうか。

○事務局

昭和61年に旧の都市計画法の第34条第10号のイで開発許可を取得しております。その後、平成27年に第34条の第10号で、再度、開発許可を取得している状態です。

○1番委員

都市計画の完了はどうなっているのでしょうか。

○事務局

宅地開発自体は最終段階に入っていますが、まだ残りの開発区域が残っているということで伺っています。

○1番委員

聞きたかったのは、他の案件は太陽光条例とか森林法の許可と太陽光条例の届出の完了確認をしていると書かれているのですが、この案件については、森林法しか書いてないので。当然供用されるのであれば、開発許可とか宅造の許可とかが完了している状態でこの縮小をしているのでしょうか。そこはまだ未完了だけでも、森林法が終わったから、この縮小しているのでしょうか。そこが知りたかったのです。

○事務局

宅地造成自体、まだあと3区間ほど残っているというふうには聞いておるのですけれども。開発の区分ごとに毎年この状況でここが森林の開発が済んだということで上がってきている状態です。

○1番委員

ということは宅地供給とか宅地利用されていないということなのですか。

○事務局

宅地利用はされています。

○事務局

私の知っている範囲で、担当外なのですが、お答えさせていただければと思うのですが。私、ここを所管している阪神農林振興事務所に所属していた時期がありまして、その頃から古い許可、昭和61年からずっとやっている許可ですので、林地開発許可に携わっておりました。工区をいろいろ分けておりまして、できたところから完成、できたところから完成という形で扱っております。完了確認する際は、我々林地開発の農林振興事務所もいきますし、都市計画の方も行っておりましたので、おそらく都市計画法上も、部分的な完了をその都度その都度、林地開発許可と合わせて、今も行っているのではないかと思います。

○1番委員

資料の建付けなのですが、それがもしもやっているのであれば、その都市開発、都市計画法上の開発許可が何月、完了が何月って書いてもらった方が、我々としては理解しやすいです。

○事務局

今後改めさせていただきます。

○会長

はい。ありがとうございます。この案件は昨年もございまして今後もまだ続くということですね。

○事務局

はい。3工区ほど残っていると聞いております。

○会長

はい。修正いただけると助かります。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

私の方からよろしいでしょうか。報告案件1の太陽光発電の設置に基づくところで、住民からの要望に対する対応、これはもう対応完了しているということによろしいのでしょうか。

○事務局

おっしゃる通り、こちらの方すべて対応済みです。

○会長

はい。ありがとうございます。

この案件、大分前に説明会が行われていて、その後、おそらく太陽光パネルが土砂流出等で災



害に発展する案件があった前に説明会があって、その後、またそういった案件、災害が太陽光パネルによって発生したりしているのですが、その後何も特に住民からの要望もないということでよろしいのでしょうか。

○事務局

確かに造成中に、太陽光パネルがずれたというよりも、法面が少しずれたりということがあったとは聞いております。ただ、その土砂が下流に流れて、住民とか人家に被害を与えたということはありませんでした。完成した後に、住民からの反対であるとか苦情であるとかというのは、今のところ聞いてはございません。

○会長

はい。ありがとうございます。

そういった設置がされて行政の手を離れて、その後の太陽光パネル設置が経年的に進んだ後のいろいろなフォローの仕組みは、あまり現状ではないという理解でよろしいのですかね。先ほどの案件ともちょっと係りますが。

○事務局

そうですね。制度上そういった制度になっておりませんので。ただ行政の指導として、任意に事業者の方に改善を求めたりとかいうことはできるかもしれませんが。ただそれもあくまでも願いの世界にはなっただろうかと思えます。

○会長

はい。ありがとうございます。はい。その他いかがでしょうか。よろしいですか。はい。そうしましたら、特に、その他ご質問がないということですので、この報告案件につきましては、第54回審議会の議決通り、当審議会として支障がないというものとして取扱いたいと思えます。

ご異議ございませんでしょうか。

(全員首肯)

○会長

はい、ありがとうございます。

続きまして情報提供案件1件について、事務局の方からご説明お願いいたします。

○事務局

はい。続きまして情報提供案件につきましてもの説明をさせていただきます。

資料の3をご覧ください。市川森林地域の縮小になります。場所は市川町浅野で、JR播但線鶴居駅から南東へ約1.8キロに位置する森林になります。

ごみ処理施設の設置を目的として、令和5年12月20日に林地開発協議がされております。ここは森林地域のみが指定されており、変更予定面積は2.8ヘクタールです。森林地域が外れることにより、白地地域となりますので、開発完了確認後に、国土審議会でご審議いただく予定になっております。

地域住民との協議状況ですが、浅野自治会に対して令和2年10月16日に説明会を行っており、その際、住民からの要望としまして、この設置予定地の変更要望が出されております。要望に対する対応としましては、その要望地区への不選定の理由の説明を行っております。

情報提供のため、今回計画図の変更は発生いたしません。開発行為完了を確認した後の国土利用計画審議会において、諮問を行い、計画図の変更手続きを行うものになります。

以上で情報提供案件の説明を終わらせていただきます。

○会長

はい。ご説明ありがとうございます。ただいまの情報提供案件につきまして、ご質問、ご意見お願いいたします。いかがでしょうか。

こちらは、市の方で進めている開発ということでしょうか。

○事務局

事業者は中播北部の行政事務組合ということになっております。

○会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

○6番委員

すいません。ちょっと教えていただきたいのですが、浅野地区と大原地区というのは、もともと候補として2つ設置するところとして挙がっていたという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。住民の方からは大原地区への設置要望があったと聞いております。

○会長

その他、いかがでしょうか。

こちらは、森林地域から都市地域等に変更されるということでしょうか。

○事務局

森林地域が縮小されまして、そのあと、どの地域も被らない地域が発生してしまいますので、白地の地域となります。

○会長

はい。わかりました。ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい。そうしましたら、こちら情報提供案件ということで、質問がないようでしたら以上とさせていただきます。

2つ目の諮問案件についてでございます。2つ目の諮問としまして「国土利用計画の改定について」といった諮問がございますので、こちら事務局からご説明お願いいたします。

○事務局

はい。続きまして2番目の諮問になります。諮問第103号の「兵庫県国土利用計画及び兵庫県土地利用基本計画（計画書）の改定について」でございます。

まず国土利用計画の改定経緯ですが、資料4によりご説明させていただきます。

兵庫県国土利用計画は、国土利用計画法第7条に基づき、全国計画を基本として、県土利用に関する基本的事項を定めている計画でございます。本県の国土利用計画につきましては、昭和52年に第一次計画を策定し、現在、令和7年を県土の利用区分ごとの規模、目標年次とする第五次計画が平成29年に策定されております。

今回の県計画の改定の理由ですが、国の全国計画が昨年7月に変更されたことを踏まえまして、全国計画の基本方向等に沿って、県の計画を見直す必要があるためです。また、県土利用計画に示してございます、県土の利用区分ごとの規模、目標年次であります令和7年が到来することもあり、県土利用を巡る社会経済状況の変化を踏まえ、県計画の改定に向けて、これから調査審議を進めて参りたいと考えております。

兵庫県土地利用基本計画の計画書は、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画の全国計画及び県計画を基本とし、五地域区分及び土地利用の調整等に関する事項などを定めている計画で、法定計画となっております。

本県の土地利用基本計画につきましては、昭和50年に第一次計画を策定し、国土利用計画の第五次計画の見直しに合わせて見直したものが最新の計画となっております。

続きまして、資料4の別紙1をご覧ください。

「兵庫県国土利用計画及び土地利用基本計画（計画書）の統合について」でございます。それぞれの計画におきまして、定めるべき事項は法に定められております。

まず、一番左側の上から2段目の水色の囲みをご覧ください。国土利用基本計画は、①県土の利用に関する基本構想、②県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、

③前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要となっております。

続きまして土地利用基本計画ですが、こちらは中央の青色の囲みを見ていただけますように、①土地利用の基本方向、④五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針となっております。この土地利用基本計画の半分を占めます①土地利用の基本方向につきましては、国土利用計画の県計画を基本とすることから、県国土利用計画の①であります「県土の利用に関する基本構想」これとほぼ一致する内容となっております。

このことから、県の国土利用計画を土地利用基本計画に統合することで、重複する部分を解消し、県の土地利用の総合的方針を1つで示すこととします。計画が1つになることで、土地利用行政に携わる市町や関係機関等において、わかりやすくなるのではないかと考えております。

この県計画の改定については、この兵庫県国土利用計画審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、国土利用計画審議会内に特別委員会を設置し、調査審議を行って参りたいと考えております。

県計画の改定スケジュールでございますが、まず特別委員会は3回予定しております。来年1月に第1回目の特別委員会を開催させていただき、論点の審議を、4月ごろに骨子案の審議を、7月ごろに原案の審議を行いたいと考えております。その後、当審議会におきまして、原案審議を行い、パブリックコメントや市町、国等の意見を反映させ、最終案をご審議いただく予定にしております。

以上が「兵庫県国土利用計画及び兵庫県土地利用基本計画（計画書）の改訂について」の説明となります。

○会長

はい。ご説明ありがとうございます。

ただいま2つ目の諮問についてご説明ありましたが、委員の皆様からのご質問、ご意見賜りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。Webの方もよろしいでしょうか。

はい。そうしましたら、この諮問2につきまして、当審議会として、調査審議を進めていくことといたしますが、皆様よろしいでしょうか。

（全員首肯）

○会長

はい。ご異議はないというふうに理解いたしました。そうしましたら、この特別委員会の委員につきまして、審議会条例第6条第2項の規定により、会長指名ということでございますので、この場で指名させていただきたいと思っております。

まず6名としまして、農業分野の石井委員、防災分野の橘委員、それから地方行財政分野の西谷委員、都市分野の岡委員、それから、交通分野の、本日ご欠席です、織田澤委員です。そして、

自然保護分野は私ということで、合計6名指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

委員につきましては、土地の利用区分等について検討するため、関連性が特に高い専門分野を中心に選ばせていただいております。交通分野の織田澤委員につきましては、本日も欠席ですが、事前にご了解をいただいているということで承っております。

指名させていただきました皆様どうぞよろしくお願いたします。

以上をもちまして本日の議題すべて終了をさせていただきます。それでは事務局の方、進行お返しいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### ○事務局

会長並びに委員の各皆様、本日もありがとうございました。

本日も審議いただきました土地利用基本計画の一部変更につきましては、2月下旬に変更告示を行う予定でございます。

以上をもちまして、第70回兵庫県国土利用計画審議会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

(閉会 15:10)